

星の子石垣保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 篤星会
事業者の所在地	〒252 - 0141 相模原市緑区相原 2-14-7
事業者の電話番号・FAX	042-700-2007 (電話番号) 042-700-2008 (FAX)
代表者氏名	理事長 小星 彰
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所の経営 一時預かり事業の経営 小規模保育事業の経営

2 施設の概要

種 別	小規模保育事業所		
名 称	星の子石垣保育園		
所 在 地	〒907-0003 沖縄県石垣市平得 85-1		
電話番号	0980-87-0347		
施設長氏名	園長 上唐 志穂		
開設年月日	令和元年 10 月 1 日		
利用定員 (年齢別)	0 歳児	1 歳児	2 歳児
	3 人	5 人	10 人
取扱う保育事業	支援保育、延長保育		

3 施設・設備の概要

敷地面積		405.0 m ²	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリートブロック造 3 階建ての 1 階部分	
	延床面積	978.04 m ²	
施設設備の 数と面積	保育室	3 室	48.23 m ²
	調乳・調理室	1 室	2.61 m ²
	トイレ	1 室	2.31 m ²
	職員更衣室	1 室	1.53 m ²
設備の種類		冷暖房完備	
屋外遊戯場 (園庭)		近隣公園 (石垣市中央運動公園) 道のり 200m、	181000 m ²

4 施設の保育方針、保育目標

保育方針	健康で素直に生き生きと輝く保育
保育目標	明るく健康な子ども 素直で思いやりのある子ども 豊かな心をもつ子ども

5 職員体制

園長	1名
保育士	6名
調理師	1名

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日～土曜日
休所日	日曜日、国民の祝日（振替休日を含む） 及び慰霊の日（6月23日） 年末年始（12月29日～1月3日）

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後7時00分まで
土曜日	午前7時30分から午後7時00分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	午後6時30分から午後7時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時00分まで

- ・ 保育園は、保護者の方が就労などの理由により、乳幼児期のお子様を家庭で保育できない場合に、保護者の方に代わってお子様をお預かりし、家庭保育の補完をするところです。連携を取り合い、お互いに子育てと向き合うことが大切だと考えておりますので、就労で必要な時間以外はご家庭でも子育てにかかわる時間を大切にしてくださいようお願いします。

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	18：30～19：00 2,000円/月
その他	・超過保育代 200円/30分
	・Myおうちえん利用料 900円/月

9 支払方法

・毎月、集金袋、または口座振替（令和2年4月から）にて徴収しています。
 ※提出物について・・・お子様に関することで、提出物を依頼することがあります。期日を守るようにご協力をお願いします。

10 保育料について

・保育料は職員の人件費や施設の維持管理費等、保育園を運営する経費として保護者の皆さまにご負担いただくもので、その額は、お子様の年齢や世帯の所得などに応じて定められています。
 ※在園中は、自己都合等で長期間欠席でも、保育料はお支払いいただきます。
 ・保育料については保育園（0980-87-0347）または
 市役所子育て支援課（直通 0980-82-1704）へお問い合わせください。

11 基本理念

星の子石垣保育園は、かけがえのない命が輝く場所。
 私たちは、愛情の尊さを伝え続けます。

私たちは、あたたかさ、たくましさ、たのしさを基本とし、
 ゆとりの中で、いくつもの可能性を育みます。

私たちは、互いを支え、思いやることを心に留め、
 向上すること、手を携えて共に歩むことを大切にします。

私たちは、出会い、ふれあい、励まし合いを礎に、
 笑顔と感謝でつながりを広げ、想いを深めます。

<毎日の保育・活動の流れ>

時間	子どもたちの過ごし方
7：30	開園・登園・健康観察
8：30	保育室で保育士と遊ぶ
9：00	おやつ
9：30	朝の会・クラス活動
11：00	食事
12：00	着替え・午睡
15：00	おやつ
16：00	順次お迎え・遊び
18：30	補食・延長保育
19：00	閉園

<慣らし保育>

お子様が、集団生活に慣れるのに時間がかかる場合等は、保護者の方と相談しながら保育を進めていきます。園での保育は保護者の皆さまがお仕事の時を基本としています。保護者の皆さまが病気になってしまった場合などを除き、お仕事がお休みの際は極力ご家庭での保育をお願いいたします。

<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	生理的欲求を満たし生活リズムを形成する
1 歳 児	行動範囲を広げ探索活動を盛んにする
2 歳 児	象徴機能（模倣遊び、見立て遊び）や想像力を広げながら集団活動に参加する
そ の 他 （年間行事）	<ul style="list-style-type: none"> ・入園式 ・進級式 ・誕生会 ・親子ふれあい遊び ・保育参加 ・水遊び ・七夕会 ・親子うんどう遊び ・ハロウィン遊び ・クリスマス会・お楽しみ会 ・豆まき会 ・修了式 （2歳児のみ親子） ・避難訓練 ・全園児健康診断 ・歯科検診

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	ほ し
1 歳 児	つ き
2 歳 児	に じ

12 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合
	午前おやつ	給食		午後おやつ	
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	(525kcal)
1 歳児	○	○	○	○	
2 歳児	○	○	○	○	

<給食の提供にあたって>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ・献立表の提供 ・食育計画への取組（年齢別） |
|--|

<アレルギー対応について>

当園は、石垣市が策定する「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、星の子石垣保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・生活管理指導表の提出、除去食の提供
- ・アレルギーが疑われる場合、医療機関を受診し生活管理指導表を提出してください。生活管理指導表に基づき当園で可能なものは除去食・代替食で対応します。

13 登園・降園・送迎について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・当日に欠席の連絡をする場合または登園が遅れる場合は、その日の午前8時半までにコドモンにて連絡をお願いします。尚、連絡なしのお休みとなった場合には、安否確認のために電話連絡を入れることとなっておりますので、ご了承ください。
- ・登園前に必ず体温の計測や健康状態等の確認を行ってください。

(2) 降園・送迎にあたっては、次の点に留意してください。

- ・降園時、玄関を出る際は必ず、お子さんと手をつなぎ、駐車場まで移動してください。
- ・車の運転の際は、必ずお子さんをチャイルドシートに乗せてください。
- ・駐車する際はドアロックし、貴重品を置かないようにしましょう。また、お子さん（兄弟等も）を車に乗せたまま、車から離れないようにしてください。
- ・生命にかかわる事故を絶対起こさないためにも、保護者の責任のもと安全に送迎を行ってください。

※保育園の駐車場は、園の手前1台のみとなっておりますので、他に止めないようお気を付けください。

駐車スペースの関係上、縦列駐車のご協力をよろしくお願いいたします。路上駐車は、近隣に迷惑をかけるのでご遠慮ください。

14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みです。子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも直接または連絡帳で職員にお尋ねください。また、園だよりや掲示板には重要な連絡事項等が書かれていますので、必ず目をとおすようお願いいたします。

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて、以下のとおり実施しています。

全園児健康診断	全園児	年2回
歯科検診	全園児	年1回
尿検査・蛭虫検査	全園児	年2回

(2) 健康管理、病気のとときの対応

《登園の際の注意・お願い》

- ・休み明けの登園時には、体調を必ず保育士に口頭でお伝えください。
- ・普段と様子が違うとき（熱がなくても元気がないとき等）またはご家庭で怪我をした場合は必ず保育士に口頭でお伝えください。

- ・病気のときは、お子様の健康を考慮し、できるだけ休ませてください。とくに感染症にかかったときは、医師の許可があるまでは登園を控えてください。（登園届・意見書）保育園に提出
- ・朝から37.5℃を超えた熱、明らかに平熱より熱が高い（目安0.5℃～1℃）ことに加えて元気がなく、機嫌悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなどの全身状態が不良な場合。※個々に応じて判断させていただきます。
- ・体調不良時は、可能な限り早めの受診、ご自宅でゆっくり過ごしてください（免疫力が低下している場合、無理に登園することで、新たに感染症にかかってしまったり、長引いてしまう可能性が考えられる為）
- ・発熱があった場合、解熱したとしても基本24時間は自宅で様子をみてください。（解熱剤使用時も含む）
- ・薬は原則としてお預かりできません。
※保育園では、主治医から乳幼児に出された薬は、元来その保護者が与えるべきであると考えています。医療機関を受診される際には、保育園に通園していることや保育時間を主治医に伝え、家庭での服用で対応できるようにご相談ください。
- ・頭部をぶつけた際は、傷がなかったとしても24時間ご家庭で様子をみてください。※休み明けの登園時には、必ず様子を口頭でお伝えください。

《熱性けいれんの概往歴があるお子様についてのお願い》

- ・37.5℃以上、又は平熱より明らかに高い熱（目安0.5℃～1℃以上）がある時はご連絡させていただきますので医師にご相談ください。※個々に応じて判断させていただきます。
- ・発熱があった場合、解熱したとしても基本24時間は自宅で様子をみてください。

《健康管理・予防接種について》

- ・乳児健康診断、予防接種は各家庭で受け、結果や接種内容を連絡してください（園で記録している為）
- ・予防接種を受けた当日は、お子様の安全を最優先に考えお預かりできません。
- ・乳幼児健診は、お子さまの健やかな成長のために一番必要な時期に受けていただくよう、健康福祉センターからお知らせしています。予防接種の詳細については健康福祉センターにお問い合わせください。特に赤ちゃんの予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、重い感染症になるリスクが高まります。

16 感染症対策について

感染症や食中毒が発生またはまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・感染症が発生した場合、園内やクラスに掲示をし、注意喚起を促します。
- ・感染しやすい時期には、予防対策として各保育室、玩具をこまめに消毒し、手洗い、うがいの徹底を行います。

17 障害児保育について

- ・子育て支援課と相談したり、療育相談員、または利用者支援員や保護者の方と話し合ったりしながら保育を進めています。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・内科検診の際に嘱託医に相談し、掛かりつけ医と連携を取りながら保育を進めています。

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	のびのび子育てくまさか医院
医 院 長 名	熊坂 泰磨
所 在 地	沖縄県石垣市登野城 1470
電 話 番 号	090-68616857

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	柴田ファミリー歯科
医 院 長 名	柴田 拓也
所 在 地	沖縄県石垣市字真栄里 204-375
電 話 番 号	0980-88-7060

21 緊急時における対応

保育・活動の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたとき保育園がお子様の保護者の方にあらかじめ指定された緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	八重山警察署
消 防 署	石垣市消防署
嘱 託 医	のびのび子育てくまさか医院

22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火責任者	上唐 志穂
消防計画届出年月日	石垣市消防本部 令和2年4月1日
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。
防災設備	自動火災報知設備・誘導灯・排煙設備

※震度5以上の地震（警戒宣言が発令された場合を含む）、台風等による災害が発生した場合はできる限り早くお迎えにきてください。

23 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	石垣市中央運動公園
広域避難場所	第一避難場所：石垣市中央運動公園

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険、普通傷害保険
保険の内容	賠償責任、入院保険、通院保険
保険金額	「1事故につき15億円まで」等

25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 月1回、自己評価を実施 公表方法：園のホームページに掲載
外部評価	実施方法：石垣市役所の監査 実施回数：1年に1回 公表先：石垣市ホームページ

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	クラス担任 電話番号 0980-87-0347
相談・苦情解決責任者	氏名 上唐 志穂 電話番号 0980-87-0347

受付方法：面接・文書・電話等の方法で相談・苦情を受け付けます。

27 地域の育児支援について

- ・育児相談は電話対応や来園しての相談等を随時行っています。また、石垣市健康福祉センター「すこやか相談窓口」（電話番号 0980 - 88 - 0088）にお気軽にお問い合わせください。

28 台風接近・解除に伴う登降園について

- ・台風時（暴風警報発令）における対応、ご協力をお願いします。

① 暴風警報が発令されている間は、園はお休みです。

- ・登園前発令・・・登園しません。
- ・登園後発令・・・速やかに降園となりますので、気を付けてお迎えをお願いします。

② 暴風警報解除の場合

- ・午前6時30分までに解除の場合は平常通り保育します。

※暴風警報解除後は園内外の清掃等準備の為、下記の通り解除後1時間後からの登園時間になります。ご協力をお願いします。

- ・7時30分解除の場合・・・8時30分～登園
- ・8時00分解除の場合・・・9時00分～登園
- ・9時00分解除の場合・・・10時00分～登園
- ・午前10時以降の解除の場合は調理が間に合いませんので、昼食を済ませてから登園してください。
- ・午後3時以降に解除の場合は、園はお休みです。

29 個人情報の保護

- ・園でお預かりした個人情報は慎重に管理しています。個人情報を提供いただく場合には、使用目的を明らかにし、職員は業務上知り得た情報を保育の目的外の用途には使用しません。
- 入園時に提出していただく書類
 1. 緊急連絡票
 2. 児童家庭調査票
 3. 健康診断書
 4. 延長保育申込書（利用者のみ）
 5. 口座振替依頼書
- *上記の書類は個人情報保護法に基づいて、目的外には使用いたしません。また、施設書庫に保管しています。
- *保育上における個人情報については、保護者の同意を得て大切に扱います。
- *園児の集合写真や保育の様子を写真撮影し、園のパフレットやホームページに掲載しております。また、園内に掲示する場合がありますので、ご了承ください。写真の掲載を希望されない方はお申し出ください。
- *行事（親子レクリエーション・お楽しみ会・修了式）以外では園内でのカメラ、スマートフォンでの撮影はお断りしています。
- *他の園児の写っている写真や動画、名前など個人情報となるものを、インターネットや紙面等へ掲載することはご遠慮ください。
- *ウォールポケット内の配布物の取り間違いにご注意ください。私用の連絡には使用できません。
- *保護者の方の勤務地等に変更があったときは、園や市の担当課へ提出いただく書類がありますので、速やかにお申し出ください。「子どものための教育・保育給付支給認定区分等 変更申請書 兼届出書」を提出する主な例としては、住所、電話番号、保育実施理由、家族・勤務の状況（就職・退職等）・傷病等の状況、出産予定・出産休暇・育児休暇等の変更があります。
- *その他、送迎時間・送迎方法、保育時間、緊急連絡先などの変更があった場合には、保育園にご連絡ください。

30 虐待対応について

- ・児童虐待防止法第6条第1項により、保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。
- ・虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るため保育園は、「身体的虐待」、「ネグレクト」、「性的虐待」、「心理的虐待」の事実や疑いがある場合、市、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所へ報告する義務があることをご了承ください。

31 中毒119番について

- お子様が化学物質や・医薬品・動植物の毒等によって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供をしています。
- ・大阪中毒110番（365日24時間対応） 072-727-2499（無料）
- ・つくば中毒110番（365日9時～21時対応） 029-852-9999（無料）

- ・保護者の方の勤務地等に変更があったときは、園や石垣市子育て支援課へ提出いただく書類がありますので、速やかにお申し出ください。「子どものための教育・保育給付支給認定区分等 変更申請書 兼届出書」を提出する主な例としては、住所、電話番号、保育実施理由、家族・勤務の状況（就職・退職等）・傷病等の状況、出産予定・出産休暇・育児休暇等の変更があります。
- ・その他、送迎時間・送迎方法、保育時間、緊急連絡先などの変更があった場合には、保育園にご連絡ください。
- ・市外へ転出する予定がある場合は、市役所子育て支援課へも連絡してください。そのまま今の保育園に通う場合でも手続きは必要です。
- ・退園される方は退園日の10日前までに、延長保育の申し込み及び辞退をされる方は前の月の20日までに必要な書類を提出してください。手続きが遅れますと、利用しなくても保育料を納めていただくことがありますので、期間厳守をお願いします。
- ・お子様を自動車で送迎する場合は、チャイルドシートを着用してください。
- ・保育園の駐車場は1台ですが、2台目からは縦列駐車でご協力をお願いします。
- ・送迎時、お子様だけを車内で待たせるのは、たいへん危険ですのでお控えください。
- ・園ではお土産や差し入れ・お中元・お歳暮等はいただかない規則となっております。ご理解をお願いします。